

# 第1章 基本構想

## 第1節 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の目的

本町では、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10年間の計画として「第2次南会津町総合振興計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定しました。

第2次計画では「ひとが“集まる”まち」「ひとを“育む”まち」「みんなが“輝く”まち」という3つのまちづくりの理念のもと、まちの将来像を「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」とし、すべての町民が笑顔で安心して暮らせる、魅力あるまちづくりを目指して施策に取り組んできました。

令和2(2020)年度には2か年延長し、令和4(2022)年度に計画の終期を迎えています。さらに、昨今では時代の潮流や変化、さらには本町を取り巻く課題を的確に把握し、将来的視点と展望に立ったまちづくりの方向性と本町の進むべき目標を示していくことが求められています。

これらを踏まえ、本町を次世代に引き継ぐ計画として、「第3次南会津町総合振興計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

### 2. 計画の位置づけと役割

総合振興計画は、将来の本町のあるべき姿とそれを実現するための施策を定めたまちづくりの指針となるものであり、本町の最上位計画となるものです。

国や県の行政計画との整合性を図るとともに、町民や各種団体に対しての啓蒙啓発を図ることはもちろん、町行政における事業計画はこの計画を踏まえて策定されます。

また、町民、地域、関係団体、企業、行政が将来像及び各種分野の方向性を共有し、全町を挙げて推進する「まちづくりの指針」となるものです。



#### 総合振興計画と まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

平成27(2015)年に策定された南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少対策と地域活性化を目指すための計画です。一方、本計画においても人口減少対策と地域活性化は大きなテーマとなっています。そのため、本計画が総合戦略の具体的な事業を内包することにより、人口減少対策と地域活性化に向けた施策の方向性との整合性を保つものです。

### 3. 計画の構成・期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成し、このうち、「基本構想」「基本計画」を計画書としてまとめています。

本計画は、令和5(2023)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年次とする8年間の計画とします。

#### 基本構想

本町の特性や町民意向、社会潮流などを勘案し、まちづくりの将来像と、それを実現するための目標の柱を示す。

#### 基本計画

基本構想に基づき、前後期4年間に取り組む主要施策などを各分野で体系的に定める。

#### 実施計画

基本計画で定められた施策を事務事業として位置付ける。

基本  
構想基本  
計画実施  
計画

### 4. 計画の推進体制

本計画の目指す成果を達成するため、庁内組織の横断的な連携を図り、全庁を挙げて施策を着実に推進します。

まちづくりを進めるにあたっては、町民、地域、企業、関係機関・団体の意見を聴取する機会を設け、町内外問わず本町にかかわるすべての人や団体との協働により、町民がいつまでも幸せに暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。

また、本計画の進行管理は、PDCAサイクルマネジメントの手法に基づき庁内において事業進捗調査を実施します。